

# 新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開に関するガイドライン

令和2年5月15日

河津町教育委員会

## 幼稚園

### 1 保健管理等に関すること

- (1) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が手の届く距離に集まる、近距離での会話や発声）が同時に重ならないように努める。
- (2) 園での登園時、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。
- (3) 手洗いは、基本的に流水と石けんで行う。流水でできない場合は、アルコール等の消毒液を使用する。
- (4) 教室やトイレなどのドアの取っ手、手すり、スイッチなど、多くの園児が手を触れる場所は、1日数回消毒薬で除菌する。
- (5) 園児や教職員はマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- (6) ハンカチ・タオルは個人持ちとして、共用はしない。
- (7) 登園前に、家庭で体温や健康状態を確認する。できなかった者については、教室に入る前に検温と健康観察等を行う。また、同居の家族に感染が心配される場合も園への連絡をお願いする。
- (8) 登園後、「発熱や風邪などの症状」がみられる場合には、保護者に連絡して自宅休養とする。（出席停止扱い）そのとき、園にいる間は、他の者と接触を可能な限り避けられる部屋で待機させる。
- (9) 「軽い風邪の症状や息苦しさ、強いだるさ、高熱のいずれか」の症状等があり、感染が心配される場合は、かかりつけの医師に電話で相談するか、賀茂保健所に相談するよう家庭に伝える。
- (10) 感染に対する抵抗力を高めるために、園児の十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう家庭に依頼する。
- (11) 以上については教職員についても同様とする。

### 2 登園・降園

- (1) 毎日、家庭で検温し、健康カードに体温と体調を記入し、園に持参する。発熱や風邪の症状がある場合は登園を控え、自宅で休養する（欠席扱いではなく出席停止）。感染が心配される場合は、かかりつけ医か賀茂保健所に電話で相談する。
- (2) 登園・降園時は、マスクを着用し、なるべく他の子と距離をとるようにする。
- (3) 個々に水分補給ができるように、水筒に入れた飲み物を持参する。
- (4) バス通園では、乗車時に職員による検温と手指の消毒を行い、マスクを着用し会話を控える。また、座席の間隔を空け、定期的に窓を開けて換気をする。

### 3 園での活動

- (1) 座席を置く場合は、園児の席の間に可能な限り距離を確保する。
- (2) 園児が密集して長時間活動する活動は当面行わない。
- (3) 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓やドアを同時に開けて行う。空調機使用時も換気を行い、密閉状態を作らない。
- (4) 教室等での活動ではマスクを着用する。特に、距離の確保ができない場合や近距離での会話や発声が必要な場合には、マスクの着用を徹底する。
- (5) 用具や物品の共用はできるだけ避けるように努める。共用した場合は、使用後に必ず園児に手洗いをさせる。共用した物は、できるだけ、その都度水流で洗い流してから保管する。水洗いできない物は消毒液で除菌する。
- (6) 歌う際には、換気をし、できる限り間隔を空け、人がいる方向に口を向けない。
- (7) 調理を伴う行事や活動は当面行わない。年度の後半に感染状況を判断して、衛生管理を徹底して行うよう指導計画を変更する。
- (8) 園児が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動は当面行わない。年度の後半に感染状況を判断して、衛生管理を徹底して行うよう指導計画を変更する。また、可能な限り活動を屋外で実施するようにする。屋内で行う場合は適切な換気をしながら行う。密集して集合・整列する場面をさける。園児の活動前後の手洗いを徹底し教職員が見届ける。
- (9) 運動を伴う活動は、こまめな水分補給を行うように指導し、呼吸困難を防ぐため、マスクをしないで行う。

### 4 昼食

- (1) 食事前に、全員が必ず石けんで手洗いをする。
- (2) 食事中は、机を向かい合わせにしないで、できるだけ距離をあける。また、飛沫を飛ばさないよう会話を控えて食べる。

### 5 園行事

- (1) 保護者参観、保護者の参加する行事は当面行わない。2学期以後は、感染状況を見て、衛生管理の徹底と分散して参加するなどの工夫をして行うことを検討する。
- (2) 運動会等の行事は、感染の状況により実施を検討する。実施する場合は、衛生管理の徹底と規模の縮小等の工夫をして行うなど、実施方法の検討をする。

### 6 休日の園児の過ごし方

- (1) 今後も、不要不急な外出を控えることが大切であるが、ストレスや運動不足の解消のために、外で遊びや運動をする場合は、家族や小数の友人にとどめる。
- (2) 人の多い場所を避け、人との距離を空け、長時間にならないようにする。
- (3) 複数で遊ぶときは、マスクを着用し、近距離に集まったり接触したりしない。
- (4) 外出するときはマスクを着用し、自分の顔や周囲の人、物に触れないように注意する。
- (5) 帰宅したときは必ず石けんを使って手洗いをする。

(6) 当面は、家の中や密閉された場所で、友だちと遊ぶことはしないようにする。

## 7 その他、

- (1) 保護者から、感染予防のため園を休ませたいと相談があったら、事情をよく聞き、園で講じる感染症対策を説明し、登園の理解を得るよう努める。その上で休ませる場合は、「感染症予防のため出席停止」として欠席扱いはしない。
- (2) 園児に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、必要な感染対策について、年齢に応じた指導を行い、園児が感染のリスクを自ら判断し、適切に避ける行動ができるように指導する。併せて、差別・偏見・いじめが起きないように配慮し、個々の様子についての把握と迅速な対応に努める。